

## 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案委員会修正要旨

施行期日を「平成二十三年四月一日」から「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものとする。